

三木市・吉川町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会会議運営規程第6条の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、30人以内とする。ただし、協議会の会長(以下「会長」という。)は、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することができる。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴受付簿(様式第1号又は様式第2号)に住所、氏名その他事項を記入の上、傍聴証(様式第3号)の交付を受けなければならない。

2 一般席の傍聴しようとするものが定員を超えた場合は、先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ピラ、プラカード、旗の類等会議を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること等会議の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

- (3) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

様式第3号(第4条関係)

傍 聴	
第	号
三木市・吉川町合併協議会	
	印